

第 6 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成27年6月3日(火)

開会 午後1時30分

閉会 午後3時30分

2. 場 所 市役所大会議室(4階)

3. 出 席 22名

4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	草場 道治	○	21	山口 満子	○
2	池田 良一	○	12	田代 三義	○	22	中島 徳雄	○
3	井手 憲一郎	○	13	松本 初雄	○	23	平林 博文	○
4	西山 哲	○	14	木須 修	欠			
5	内海 敏光	○	15	岸本 熊一	○			
6	米岡 省子	○	16	山口 光壽	○			
7	松尾 雅宏	○	17	古賀 正春	○			
8	前田 節朗	○	18	福田 義晴	○			
9	松本 健一郎	○	19	江向 信夫	○			
10	島田 義忠	○	20	橋口 忠次郎	○			

議事録署名者 2番 池田 良一

23番 平林 博文

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡 猛彦	農地係	久保 克明
農地係	松尾 希美		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第28号	農地法第5条の申請について	(6件)
議案 第29号	農地法第4条の申請について	(2件)
議案 第30号	農地法第3条の申請について	(5件)
議案 第31号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 18件) (公社からの買受 2件)	
議案 第32号	平成27年度 第1回農地法第2条第1項の「農地」に 該当するか否かの判断について	(10件)

8. 報告事項

報告 第8号	農地法第18条第6項通知の受理について	(4件)
報告 第9号	形質変更工事計画変更届について	(2件)
報告 第10号	非農地証明願いについて	(1件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 (挨拶)																								
議長	<p>それでは、ただいまより第6回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は1名で、14番木須委員が欠席となっております。 次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は2番 池田委員、23番 平林委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第28号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>議案第29号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第30号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第31号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について</td> <td>利用権設定 通年 18件 公社からの買受 2件</td> </tr> <tr> <td>議案第32号</td> <td>平成27年度 第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について</td> <td>10件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、3つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>報告第8号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>報告第9号</td> <td>形質変更工事計画変更届について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>報告第10号</td> <td>非農地証明願いについて</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第28号	農地法第5条の申請について	6件	議案第29号	農地法第4条の申請について	2件	議案第30号	農地法第3条の申請について	5件	議案第31号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 18件 公社からの買受 2件	議案第32号	平成27年度 第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	10件	報告第8号	農地法第18条第6項通知の受理について	4件	報告第9号	形質変更工事計画変更届について	2件	報告第10号	非農地証明願いについて	1件
議案第28号	農地法第5条の申請について	6件																							
議案第29号	農地法第4条の申請について	2件																							
議案第30号	農地法第3条の申請について	5件																							
議案第31号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 18件 公社からの買受 2件																							
議案第32号	平成27年度 第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	10件																							
報告第8号	農地法第18条第6項通知の受理について	4件																							
報告第9号	形質変更工事計画変更届について	2件																							
報告第10号	非農地証明願いについて	1件																							
議長	<p>それでは、議事に入ります。 農地法第5条申請の22番と23番と報告の非農地証明1番については同じ場所になりますので、一緒に説明をお願いします。 それでは議案第28号 農地法第5条の申請及び報告第10号非</p>																								

議長	農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第28号 農地法第5条の申請6件及び報告第10号 非農地証明願い1件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、21番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、求積図が3ページ、土地利用計画図が4ページ、平面図が5ページになります。</p> <p>申請地は、木須町木須西地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、22番、23番になります。</p> <p>22番、23番、非農地証明の1番については同じ場所になりますので、図面が共通になっているものがあります。</p> <p>図面は、案内図が6ページ、字図が8ページ、土地利用計画図が9ページ、平面図が10～13ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町上古賀地区です。</p> <p>借受人が、22番は駐車場を、23番は事務所、倉庫など建物敷</p>

事務局	<p>地として建設するための申請です。なお、借受人が既に駐車場及び事務所、倉庫として利用していたことについて始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>あわせて、報告第10号非農地証明願いについて説明をします。議案の20ページ、1番になります。</p> <p>図面は、案内図が7ページ、字図が8ページ、土地利用計画図が9ページになります。</p> <p>申請地は、平成2年10月から工場に、昭和64年1月から駐車場にされています。地籍後、非農地化して20年以上経過していることが確認できれば、転用許可を受けていなくても非農地証明ができると要綱でなっています。こちらの土地は平成1年5月に地籍調査が終わっています。20年以上経過していることが確認できる資料として、駐車場については土地賃借契約書で、工場については建物登記簿で確認を行いました。現地調査においても現況宅地及び雑種地であり非農地となっております。</p> <p>続きまして、農地法5条の方に戻りまして、議案の1ページ、24番になります。</p>
-----	--

事務局	<p>図面は、案内図が14ページ、字図が15ページ、土地利用計画図が16ページ、雨水排水計画図が17ページ、平面図が18ページになります。</p> <p>申請地は、南波多町小麦原地区です。</p> <p>借受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、25番になります。</p> <p>図面は、案内図が19ページ、字図が20ページ、土地利用計画図が21ページ、平面図が22ページ、断面図が23ページになります。</p> <p>申請地は、東山代町里地区です。</p> <p>借受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のオの(ア)のb、第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることに該当します。</p>
-----	--

事務局	<p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、26番になります。</p> <p>図面は、案内図が24ページ、字図が25ページ、土地利用計画図が26ページ、断面図が27ページになります。</p> <p>申請地は、山代町久原地区です。</p> <p>譲受人が、緊急車両等の一時停車場所及び区の駐車場とするための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第28号農地法第5条の申請6件及び報告第10号非農地証明願い1件については以上です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条21番について担当委員から説明をお願いします。</p>

<p>担当委員</p>	<p>申請人は私の隣に居住しているんですけど。どうしても家が狭いのと上り坂が狭いという事で、土地を探してくれというような事でありました。それで、今申請地を丸付けてありますが、ここに譲渡人二人の畑があります。ここに家を建てたいというようなことでお尋ねがありました。その近くに私も畑を持ってるんですけど、何も他には影響ないというようなことで、生産組合長、区長、そして私農業委員も承諾をしたわけです。御審議の程宜しくお願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>21番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特にないようですので、5条の22番、23番、非農地証明1番について担当委員から説明をお願いします。</p>
<p>担当委員</p>	<p>22番、23番、一番最後の非農地証明願いについてですけど。社長さんが家に来られて、20年ばかり前に工場を作る時にどんな話になっていたかは、自分でもわからないということで。結果的に農地に工場を作って仕事をしているわけですけども。それが社長も近頃になってわかったという事で。農業委員会に相談に来られたら、早く地目を変更した方がいいですよと言われて、慌ててこうしているわけですけども。社長自体も今3代目社長なんですけども、初代社長の時なんでそうなったのかがわからないということで。結果的に始末書をたぶん出さないといけないことになるでしょうと言っていたら、出してらっしゃるようですけども。私もどう説明したいのかわからないのですが、農地に建物か何かになってしているので早く農地から外してですね、まともな工場用地に、地目に変更したいという事で私の印をと来られましたので、私も農業委員としてそっちの方がいいだろうという事で判</p>

担当委員	を押しました。以上です。
議長	5条22番、23番、非農地証明1番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、24番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	ここは、南波多町の小麦原という地区ですね。申請人の息子さんがお嫁さんをもろうということで。離れに家を建てたいということで、同じ宅地内ですけど、先の方が農地になっていたのでしょうか。それで、南側がですね書いてありますように、道路を挟んで宅地がございます。東側が水路ですね。北側に車庫がございます。ここは挟んで市道が通っていますけれども、北側が下ですよ。自宅の宅地外に、農地ですけども、そこに離れを建てたいという事で御相談にみえられました。状況を確認致しましたけれども、別に問題はないものと思って印鑑を押しております。宜しく御願います。
議長	24番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、25番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	ここはですね、北側が宅地になっておりまして、西から南にかけてMRが通っております。東側には道路があって、その向こう側には水田がありますが、道路を隔てており、問題はないかと思い、区長、生産組合長さんの承諾もありましたので私も承諾致しました。御審議の程宜しくお願い致します。
議長	25番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、26番について担当委員から説明をお願いします。

<p>担当委員</p>	<p>まず、場所ですけど。案内図の24ページを見ていただくと、市立の中学校がちょっと下の方にあります。申請地はその中学校から2～3分ばかり徒歩で北の方に行ったところにございます。ここは、非農家がほとんどでございます。これは区長さんの方からですね、区の駐車場、面積はちょっと狭いのですが、駐車場として使いたいということで御相談があります。宜しくお願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>26番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第28号 農地法第5条の申請6件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 報告第10号 非農地証明願い1件については報告させていただきます。 続きまして、議案第29号 農地法第4条の申請2件について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第29号 農地法第4条の申請2件について御説明します。 議案の3ページ、13番になります。 図面は、案内図が28ページ、字図が29ページ、土地利用計画図が30ページになります。 申請地は、大川内町平尾地区です。 申請人が、太陽光発電設備を建設するための申請です。 農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていな</p>

事務局	<p>い小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、14番になります。</p> <p>図面は、案内図31ページ、字図が32ページ、土地利用計画図が33ページ、平面図が34ページになります。</p> <p>申請地は、東山代町川内野地区です。</p> <p>申請人が、農業用施設を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は農用地区域内農地の農地区分要件、第2の1の(1)のアの(ア)、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のアの(イ)のb、用途区分の変更に該当します。</p> <p>議案第29号 農地法第4条の申請については以上2件です。</p>
議長	<p>それでは、13番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>この農地法第4条についてですね、大川内町の平尾の方ですけど、太陽光の発電施設を作りたいということで、以前にも申請を出されておりましたが、九電が買い取らないという事で一時保留にされておられたんじゃないかと思います。それでまた新たに九電が買取を決めましたので、出させていただいております。地元の区長さん及び生産組合長さんも印鑑を押していただいておりますので、私も農業委員として押させていただきました。ど</p>

担当委員	うか御審議ください。
議長	13番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特にないようですので、続きまして、14番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	申請人が農作業小屋を作りたいという事で申請しに来られました。図面で見ただけですと、下に〇〇さんという方が、2、3mくらい段差を置いて住宅があるわけですが、そこにゴミが飛ばないように設計をしましたということで、了解を得ておられるようでございます。その〇〇さんの家と作業場の間に細い里道等も通っておりましたので、まあいいんじゃないだろうかという事で、承諾をしたわけでございます。よろしく審議の方を御願い致します。
議長	14番について、御意見、御質問はございませんか。
20番委員	隣の人は承諾されたのですよね。
担当委員	はい。
20番委員	これを見ていたら、乾燥調整、糞処理とかですよ、結構埃がかかってくる。
担当委員	そういう風なことも言ったわけですが、埃を飛ばないように設計をしたということで言質を取りましたので。
議長	他にないでしょうか。 <なし> 無いようですので、議案第29号農地法第4条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達

議長	<p>します。</p> <p>続きまして、議案第30号農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第30号農地法第3条の申請について説明します。</p> <p>まず、議案は4ページになります。</p> <p>40番から44番まで申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の4ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p>
2番委員	<p>40番は交換となっているけれど、相手の人の土地はないのでしょうか。</p>
事務局	<p>ここは買われる方の靱摺り小屋の隣になっているんですけど、以前、農地ではない土地と交換をされていたと。自分は今回の申請地は登記が済んでいると意識していたけど、実際してなかった、という理由で、今回申請をされております。</p>
2番委員	<p>農地じゃないと。</p>
事務局	<p>農地じゃなかったです。</p>
8番委員	<p>交換で申請すれば、登記面で優遇されるようなことはあるのですか。</p>

事務局	<p>ございます。理由が交換であれば、農地と農地じゃなくても交換自体はできると思うんですけど、同時にやれば、売買価格の差額で課税がされる、差額で所得税が課せられるという考え方ですけど、そうなるかと聞いています。今回の場合も交換される先の分はもう登記がなされてるので、所有権移動の際には対象にならないのかなと思ってます。</p>
8 番委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>他にないでしょうか。</p> <p><なし></p> <p>ないようですので、議案第 3 0 号農地法第 3 条の申請 5 件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第 3 1 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 3 1 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 1 8 件について、御説明します。</p> <p>議案の 5 ～ 6 ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が 7 名、貸付人が 1 8 名で、面積は、田が 39, 300 m²、畑が 11, 728 m²です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を 7 ～ 1 5 ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上 1 8 件です。</p>

議長	議案第31号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年18件について、御意見、御質問はございませんか。
16番委員	番号からいくと102番。102番の利用権を設定する者は認定農業者だと思いますが、認定農業者が土地を貸した場合は、認定農業者を取り消されるとかはあるのでしょうか。
事務局	認定農業者が取り消されるかどうかというのは、あまり聞いたことはなくわかりません。一般的な考え方ですと、自分の土地で集積できないとか悪い土地は人に貸して、相手方の土地を借りて農地の集積をされることは有りうるので、それを持って認定農業者を取り消すという話はないんじゃないかと私は思っておりますが。実際、認定農業者になられてる方が7名くらい農業委員の中にいらっしゃいますが、貸してらっしゃる方いますか。20番委員さんは貸してらっしゃいますね。特にそういう話はない、ですね。そういう状況です。
事務局	付け加えますけども。認定農業者というのは、5年後の目標の所得がいくらというのがあって認定をしておりますので。その農地を貸したから、今言っておられるのは認定農業者から外れるんじゃないか、ということですよね。
16番委員	例えば、認定農業者が5町作っていて、3反ばかり貸したらどうなるのかとの事です。
事務局	係長がさっき言ったように集積かれこれという動きが、その中には当然あるでしょうから、5年後の目標を設定してそれに向かって営農される場合は、認定農業者という形になりますので。

16 番委員	面積は減ったって、何っていう制限はないわけですね。
事務局	そういうのはございません。
20 番委員	私は、圃場整備したところじゃなくて、岩立の高いところをですよ、私の機械じゃどうしても入らない所を貸しただけです。
16 番委員	別の質問ですけど、借りる人の〇〇さんは、自分一人でこんなに作りきれれるのですか。
事務局	今回、〇〇さんが出されてるのは、今作られてるところを利用権設定してないので、ということで出されてます。今後、制度事業とかをのせていくにあたっては、きちんと利用権設定をしてないと難しいということで、きちんとした形で取りたいという事で、全て借りられているところの利用権設定を促させていただいて、今回議案に上程しているという形になります。開始時期はあわせてやりますということで、5月にあわせていただいております。
議長	事務局に参考までお聞きします。利用権設定の期間が3年、5年、10年と今回も出ておりますけど。例えば、75歳の方が10年の設定をしてもその方が元気だったら、事務局としては何も言えないのですか。
事務局	単刀直入に言えば、ダメですよと言う事はできないと思います。ただ、実際、利用権設定をお勧めするときには、大体5年程度、5年後わからないので、というお話をいつもさせてはいただいています。あまり長くなると、利用権設定は、あまり若くないとかは関係ないんですけど、5年ぐらいの方が今後の営農計画に合うんじゃないですかという事でお話をしているのですが。今回のこの10年となっているケースは、正確じゃないんですが、ちょっとここは農地の方が荒れてる状況だったので、補助事業を使いながら農地に戻して作りたいという希望があられたことで、利用権設定を出されているという形になります。議長がおっしゃら

事務局	れたように、長めじゃなくて短めでという事で、お願いをしているところがございます。ただ、若い人であれば、10年位長く安定して農業経営をしたいので利用権設定をしたいという方も当然いらっしゃるということも、皆さん御理解いただいているところだと思っています。
20番委員	何歳から若い人。
事務局	40代の認定農業者くらいでしょうか。最終的には、そこはダメですよというお話はしておりません。
議長	他にないでしょうか。
8番委員	この間、利用権設定の終了の通知を持って行ったわけですけど。田を貸している方が利用権の契約どおりに借り賃を貰っていないと、いうふうに言われるのですよね。契約どおりになってないと。まあ、10年くらい経てばですね、情勢の変化もあるので。田を借りた人もそんなにはやられんということで、やってないのかなと思ったんですけど。そのへんのあれはどういうふうな解決方策があるのですか。
事務局	解決策というか、利用権設定をお互いに出しているところに関しましては、今おっしゃったように、貸主さんから、実際設定した分でもらっていないということであれば、農業委員会で、最近あんまりなかったんですけど、以前は、農業委員会の方から本人さんに連絡して、こういうふうに契約をされているのでというお話をさせていただいて、それを守るようにという指導はしておりました。そこで、現状もうちょっとできないですよ、というお話であれば、契約を解約していただいて、改めて借りられるのであれば、お互いで話のまとまる場所で改めて利用権設定をしていただくというのが、正しいやり方かと思っております。一回破棄していただければと思っして、そうしないとあくまでも今の契約で契約期間中はしないとならない、支払って

事務局	いかないといけないという流れにはなっております。今、8番委員がおっしゃったように、どの方ってというのがあればこちらの方で御連絡をさしあげるし、貸人さんや借り人さんがですね、いやいやそうではなくてというお話であれば、もう一回契約をし直して、という形をおすすめするという事になると思います。
8番委員	契約を破棄して、契約をし直すという事で。
事務局	そうですね。改めて利用権設定をやり直すのが一番だと思います。それで、利用権設定ができないのであれば、今の時期、水田であればタイミング悪いのですが、次の終わった後にという話にはなるかなと思うんですけど。としか、言えないです。貸人さんはそれで契約されている、借り人さんもそれで納得されているとしか、こちらの方では思っていないということですね。以前はその契約をしておいて、あるところではその年に区が決めた賃借料が下がったというケースがあります。そういう場合は契約を変えずにお互いで区の方に合わせてくださいというお話をしたことは、ありはします。ただ、それはあくまで区で決めたことだったので皆さん納得されたという話ですけど。
9番委員	今の関連ですが、もし10年にしてきてから、賃借料が払えないからと3年ぐらいでまた解約する場合は。
事務局	あくまでお互いに合意解約は可能でありますので、解約自体はできますので、改めてやり直しをしていただくという形のものはできますので。
3番委員	以前の問題でも、契約は生きているわけでしょう。
事務局	契約は生きています。だから今の契約どおり。
3番委員	それを払わないといけないということで。
事務局	払わないといけません。

3 番委員	再契約して。その前の、物納にしたって契約したって一緒と思うけど、そこは農業委員会としてどこまで入っていけるのか。
事務局	それは、遡って、約束を守られていない場合どうするかという事ですか。
3 番委員	そうそう。
事務局	それは、お話し合いのという事になるでしょうね。本来ならば遡ってでも払わなければいけないものは払わないといけないということで納得して出されているんだらうなと思ってはおりますけれど
3 番委員	問題が起こらないようにと利用権設定されているので、自分勝手にはできないでしょうね。
事務局	だから利用権設定をされているということですね。ここで、農業委員会で何か指導とかアドバイスをしないと、この利用権設定の意味がさらになくなるものなので。そこは以前もありました。お互いに言い分もあられるので言い分を聞いてという形で。
議長	それでは、議案第 3 1 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 1 8 件については申出のとおり に決定します。
事務局	議案第 3 1 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の 公社からの買受について御説明いたします。 議案は 1 6 ページの 4 番になります。 こちらは 5 月の農業委員会において公社への売渡について上程 しました案件について、今度は公社から買受をするために上程して おります。

事務局	<p>続きまして、5番になります。</p> <p>こちらも5月の農業委員会において公社への売渡について上程しました案件について、今度は公社から買受をするために上程しております。</p> <p>売買価格については反当りの金額と全体額を議案の16ページの明細書に記載しております。買い手は手数料として売買価格の1%を加えた金額で農業公社から買い受けることとなります。</p> <p>公社からの買受については、以上2件です。</p>
議長	<p>議案第31号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社からの買受2件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第31号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社からの買受2件については承認を戴きましたので、書類を県農業公社へ送付したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第32号「平成27年度第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第32号 平成27年度 第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について でございます。議案の方は17ページに掲載されております。今回の分につきましては、農地の所有者から申し出のあった案件10筆になっています。5月におきまして、農業委員さんと一緒に現地を確認したり、農業</p>

事務局	<p>委員さんに現地を確認していただきまして。実際見てもらったのが総勢20筆あります。ただ、その現場で、農地外として判断されている分10件につきまして、今回、議案の方に上げさせていただいております。なかには、大川内町に1筆、大川町の立川に1筆。あとは山代町の西大久保にありましたけど、スギ、クヌギ、ヒノキと違法転用の分がありましたので、その分は除いております。あと、黒川町の花房で1筆、農地に戻るんじゃないかということで保留しているものがありまして。あと、南波多町原屋敷、農業委員さんに行った時に、こちらの方は農地としては使えないだろうけど、植林でもされたら、隣接農地に影響があるから、これは農地外にできないものもあり、また、二里町の方で非農地にと相談がありましたが、今のところ全筆農業委員さんと調査しましたが、全て保留しています。</p> <p>それ以外の分の10件。明らかに農地として現状、物理的にも森林原野化しているので、農地に復元するのは難しいとい筆につきまして、議決を頂きたいと思っております。今言った保留分とか違法転用分に関しましては今後農業委員さんとお話をしていきまして処理をしていきたいと思っておりますので、議決の方、宜しく御願います。</p>
事務局	<p>議案第32号「平成27年度第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」御意見、御質問はありませんか。</p> <p>自分も農業委員会の事務局職員と現地を見まして、この番号から言えば、2番、3番と、もう1か所あったのですが。もう1か所が中山間地の段々々の田んぼでですね。そのちょうど中間についておりましたので、これはダメでしょうということになりました。</p> <p>特にありませんでしょうか。</p>

事務局	1点、補足をさせていただきます。今ここに上がってる分については、今回の議案でOKの場合は非農地通知を出すわけですがけれども。あくまでも、地目が変わるというものではございませんので。地目はこのままです。そういう形になりますので。という事で御了解ください。法務局に本人さんが行って、変えていただくという形になります。地目についてはですね。
議長	今の事務局長の説明は、前も非農地通知についてということで係長が簡潔にまとめた文書といいますか、それを添えて出すのですかね。
事務局	はい。非農地通知の場合は 課税から法の手続きまでつけて出します。本人さんに出します。
議長	<p>他にございませんでしょうか <なし></p> <p>無いようですので、議案第32号「平成27年度第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」は議案のとおり決定し、非農地通知書を発出します。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第8号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第8号農地法第18条第6項通知の受理4件について御説明します。</p> <p>議案は18ページを御覧ください。</p> <p>14番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。</p>

事務局	<p>解約後は自作される予定です。</p> <p>15番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は別の方に貸借される予定で利用権設定を上程しております。</p> <p>16番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は別の方に貸借される予定で利用権設定を上程しております。</p> <p>17番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は別の方に貸借される予定です。</p> <p>報告第8号については以上4件です。</p>
議長	<p>報告第8号農地法第18条第6項通知の受理4件について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、報告第9号農地の形質変更工事計画変更届2件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第9号農地の形質変更工事計画変更届出2件について御説明します。</p> <p>議案の19ページ、1番になります。</p> <p>申請地は南波多町府招上地区です。</p> <p>工事量が少なく、残土不足のため、工事期間延長をするための届出です。工事計画及び工事施工業者の変更はありません。</p> <p>議案の19ページ、2番になります。</p>

事務局	<p>申請地は大坪町白野地区です。</p> <p>工事用残土使用のため、土不足により盛土の搬入が遅れており、工事期間延長をするための届出です。工事計画及び工事施工業者の変更はありません。</p> <p>報告第9号については以上2件です。</p>
議長	<p>報告第9号農地の形質変更工事計画変更届出2件について御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特にないようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで、第6回の農業委員会を閉会します。</p>
	<p><<<議事終了>>></p>